

問 10 本調査に対するご意見等がございましたら、自由にご記入ください。	
	に適合する形で実施していただけるよう強く希望致します。
55	今回の改定では中・小規模の病院では1人のPTで心大血管、脳血管、運動器、呼吸のカテゴリ無しで行っていたものが、どれか1つに限定されてしまい、非常に困っています。当院は透析中心ですが、一般患者も含め種々のリハを人数は少なくても行わざるを得ない場合があります、無償でのケースもあります。設問7-9ではこれが出てきません。また稼働日数がない間8リハビリテーション料等が急に現れると数字を操作できると思われまます。
56	子供が対象なので脳血管リハビリテーションについては障害児（者）リハビリテーション料に規定する患者となり、算定日数制限から除外される。しかしながら、施設基準からみて、料金は障害児（者）リハビリテーション料がとれないことに矛盾を感じる。
57	入院と外来の区別が不明確です。（1）入院のままリハ終了（2）外来のままリハ終了（3）入院リハ→外来リハ→リハ終了：これをどちらに入れるかが不明確です。
58	今回の調査の日時や意義は大変重要であるが、調査の期間（時間）があまりにも短く、患者さんへの影響や実態を把握する上で、無理があったと思います。
59	・質問内容の解釈に迷った箇所が多く、回答に難儀した。・本調査の締切日が早く、十分なサンプル数の確保ができなかった。
60	なぜ11月-12月の調査なのか。本来は月-4月または9月-10月の調査をすべき。11月-12月のデータでは実態を把握することはできない。その点は報告書で明示すべきと考える。
61	老人主体の当院においては、機能維持目的の訓練は必須と思われます。なるべく厚労省指針に沿った患者の選定を行っていますが、毎日が患者様に対する申し訳ない気持ちと何か方法がないか模索の日々です。必要性に合った方向での指針を御考慮下さい。
62	当院では、12月1ヶ月間に、リハビリテーション料の算定終了した患者さん、または、算定上限日数に達した患者さんについては該当者がおりませんでしたので、施設調査票のみ提出させていただきます。
63	送られてきたアンケート内容を検討した結果、恐縮ながら回答はしないことにいたしました。その理由（1）12月中にリハを中止したか、中止する予定の患者を調査対象としていますが、そうした患者はまだリハビリ中止の影響はほとんど出ていないケースが大半です。8月、9月にリハを中止してすでに数ヶ月経った患者に対して中止の影響の有無・程度を問うのが、本来このアンケートの目的であるはずで。このままでは「中止の影響なし」との回答が大半を占めると見込まれます。公正さに欠け、アンケートの趣旨自体が疑問です。（2）12月1ヶ月だけの対象者というのは該当数が少なく、僅かな事例だけで判断するのは歪んだ結果を生じさせます。（3）調査内容が、介護保険によるリハの説明や施設の紹介を患者にしたか否かを問うような設問は厚労省の今回のリハ制限の理由に沿った設問・誘導です。
64	実際リハビリを打ち切る事は出来ません。リハビリ料をとらずに継続するか！物料に切りかえるか！する事は同じです。終了した患者さんはいません。●を切りかえるか患者さんにする事は同じです。
65	調査期間が年末年始にかかり十分な期間が与えられたとはいえ、9例しか記入できていない。
66	改定前に現場の声、患者の声を聞くべき。